

# 荒尾市民病院看護学生奨学金貸付要領

## 1 趣旨

この奨学金制度は、将来、荒尾市民病院の看護師として業務に従事しようとする者に対し、修学等に必要な資金を貸付けることにより、荒尾市民病院における看護師を確保し、地域医療の充実を図ることを目的として創設したものです。なお、貸与を受けた期間に応じて荒尾市民病院で看護師の業務に従事していただいた場合は、奨学金の返還が免除されます。

## 2 応募資格・方法

### 1) 応募資格

次の条件に該当する者で、将来、荒尾市民病院において看護師の業務に従事しようとする意思を有する者。ただし、他の団体で従事することを条件とした奨学金制度を受けている者は除く。

ア 保健師助産師看護師法第21条及び第22条の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校または厚生労働大臣もしくは都道府県知事が指定した養成所に在学する者。

2) 募集人員 原則として、毎年度荒尾市民病院に入職する者が最大5名となる人数。  
(ただし、同一養成施設からは2名までとする。)

3) 貸付の額 月額5万円

4) 貸付の期間 貸与を決定した月から在学している養成施設を卒業する月まで。  
(最大5年。更新については、毎年度 交付申請書、在学証明書要)

5) 貸付の時期 4月、7月、10月、1月に当該月分を指定の口座に振り込みます。

6) 貸付の決定 申請書類及び面接審査により決定します。

### 7) 応募方法及び募集期間

#### (1) 添付書類

- ① 看護学生奨学金貸付申請書
- ② 在学証明書
- ③ 学校(養成施設)推薦書
- ④ 住民票の写し(記載事項証明書)
- ⑤ 履歴書

#### (2) 保証人

- ① 申請には2名の連帯保証人が必要です。連帯保証人は、独立の生計を営み、奨学金の返還及び延滞金支払の責任を負うことができる資力を有する者とします。

(3) 応募時期 随時(ただし、定員人数を超えた場合は、その時点で締め切る。)

#### (4) 応募方法

荒尾市民病院総務課へ申請書を提出してください。申請書用紙は荒尾市民病院ホームページよりダウンロードすることができます。また、総務課にも用意しております。

## 3 奨学金の返還

次の返還事由が生じたときは、管理者が指定する日までに一括払いにて返還しなければなりません。

### 1) 返還事由

ア 奨学金の貸付を停止されたとき

イ 養成施設を卒業して2年以内に、市民病院の看護師採用試験に合格しなかったとき、又は看護師免許が取得できなかったとき。

ウ 奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

2) 返還利息 年利率 2%

3) 延滞金 返還額を返還期日までに、返還されない場合は、返還期日の翌日から返還日までの間、年14.6%の延滞金を支払わなければなりません。

#### 4 奨学金の返還猶予

次の奨学金の猶予事由が生じたときは、返還を猶予します。

ア 奨学金の貸付けを停止した後も引き続き養成施設に在学しているとき

イ 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるとき。

#### 5 奨学金の返還免除

次の奨学金の免除事由が生じたときは、返還を免除します。

<全額免除>

1) 奨学金の貸付けを受けた者が、養成施設を卒業して2年以内に荒尾市民病院の看護師として業務に従事し、その期間が貸付相当期間の1.5倍に達したとき

2) 荒尾市民病院での勤務期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難になったとき。

<全額または一部免除>

1) 死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該奨学金を返還することができなくなったとき。

2) 荒尾市民病院の都合により、看護師採用試験を受験できなかったとき。

3) 特に管理者がやむを得ない理由があると認めたとき。

#### 6 注意事項

1) 申請者は、この要領のほか「荒尾市民病院看護学生奨学金貸付条例」を熟読の上、本制度の内容を十分確認してください。

2) 申請書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、遺漏のないよう正確に記載してください。

3) 申請書類は、採用の可否にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。

#### 7 応募先

荒尾市民病院総務課

〒864-0041 熊本県荒尾市荒尾2600番地

TEL 0968-63-1115 (内) 511

FAX 0968-63-1189